

第 1 章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

人権は、人が人として尊重され、自由で幸福に生活していくために誰もが生まれながらに持っている固有の権利で、日本国憲法では基本的人権は侵すことのできない永久の権利として保障しています。

本市では、2000年(平成12年)に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下、「人権教育・啓発推進法」という。)に基づき、あらゆる機会を捉えて人権教育・啓発に努めるとともに、2010年(平成22年)に「飯塚市人権教育・啓発基本指針」(以下「基本指針」という。)を策定しました。そして基本指針に基づき、翌年には「飯塚市人権教育・啓発実施計画」(以下「実施計画」という。)、2016年(平成28年)に第2次実施計画を策定し、市民一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる差別のないまちづくりを推進してきました。

しかしながら、依然として、学校、地域、家庭、職場など社会生活のさまざまな局面において、部落差別問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する偏見や差別が見られ、また、社会経済情勢の急激な変化や高齢化、国際化などを背景に新たな人権問題も顕在化しています。特に、近年の通信技術などの情報関連技術の著しい進歩による情報化社会の進展は、社会生活を飛躍的に便利なものにしていきます。しかし、その一方で、インターネット上では特定の個人を対象とした誹謗や中傷、また部落差別問題や外国人、障がいのある人等に関する差別的な表現の書き込みなど、あらゆる分野の人権侵害が発生しており、その匿名性から人権を軽視した行為が大きな社会問題となっています。

そのような中、子ども・高齢者・障がいのある人に対する虐待の防止を目的とした法律や、障がいを理由とする差別の解消、ヘイトスピーチ¹の解消、部落差別の解消を目的とした法律など、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進みました。そして、本市においても、これらの差別解消に向けた法の理念にのっとり、2018年(平成30年)4月に、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。

このような近年の人権を取り巻く環境の大きな変化と、2019年度(令和元年度)に実施した「飯塚市人権問題市民意識調査」(以下「意識調査」という。)の結果を踏まえ、2021年(令和3年)3月には、基本指針の改定を行いました。

そこで、このたび、改定した新たな基本指針に基づき、第2次実施計画の取り組みを検証するとともに、意識調査の結果で明らかになった課題など、さまざまな人権問題の解決と人権が尊重される社会を実現するため、第3次実施計画を策定するものです。

¹「ヘイトスピーチ」

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動。

2 計画の位置づけ

本計画は、人権教育・啓発推進法第5条の規定に基づき、基本指針とともに、本市における「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する」ための計画です。

また、本計画は、本市のまちづくりの基本理念の一つ、「人権を大切にする市民協働のまち」を実現するための「第2次飯塚市総合計画」を中心とする計画体系の一環をなすものです。

3 計画の期間と進行管理

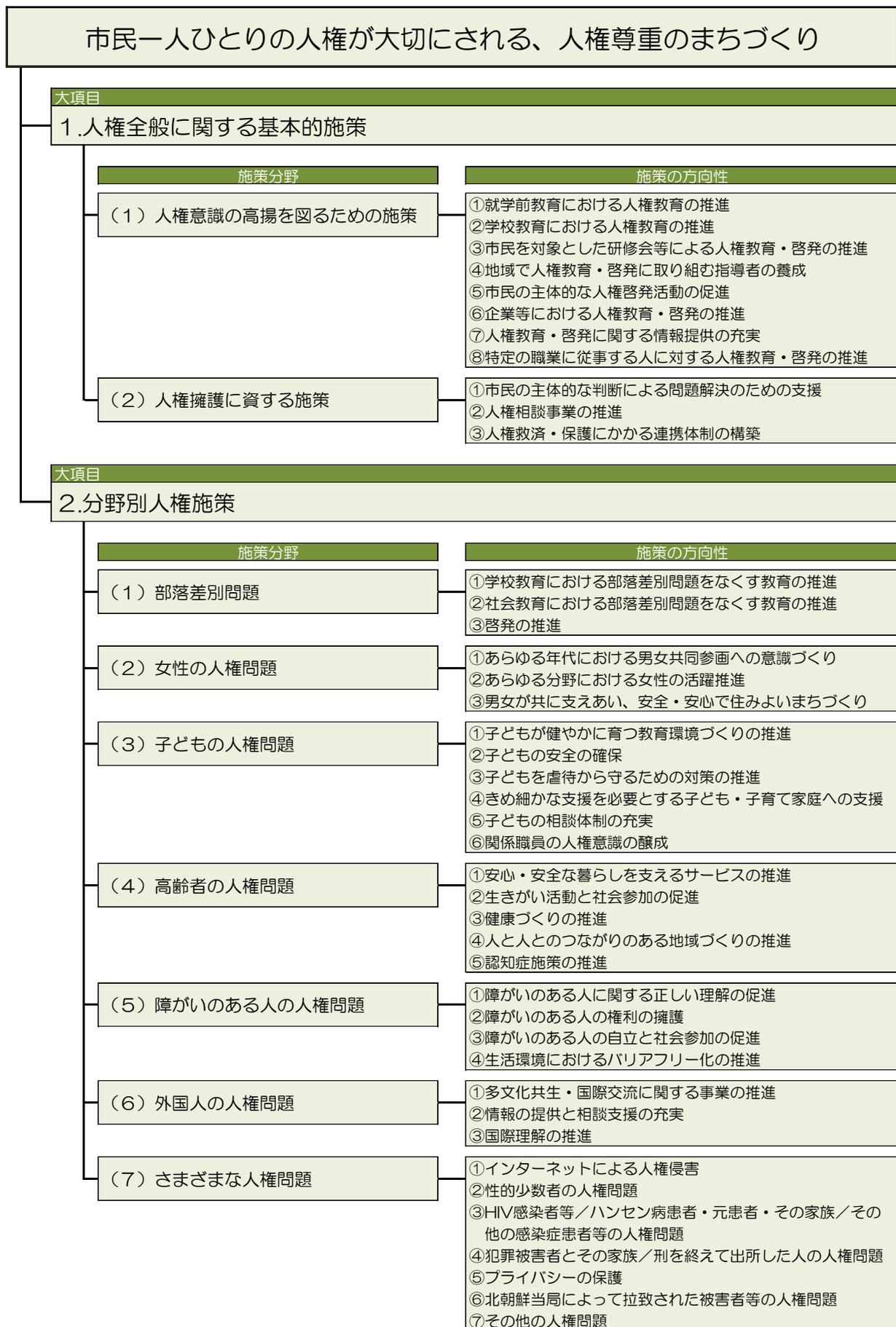
本計画の期間は、2022年度(令和4年度)から2026年度(令和8年度)までの5年間とします。ただし、社会情勢の急激な変化や、人権に関する制度の大幅な改正が生じた時は、必要に応じ適切な見直しを行います。

また、計画の実施状況の把握と評価については毎年度行うこととし、計画最終年度には本計画の評価を行うとともに、次期計画の取り組みの方向付けを行うこととします。

4 計画の体系

本計画では、人権全般に関する基本的施策と、基本指針において取り組むべき課題として掲げている、部落差別、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等の分野別人権施策について、現状と課題及び今後の方向性と取り組みを明らかにしていきます。

■計画の体系図



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsと人権について

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際目標です。

そこに含まれるSDGsの17ゴール(目標)・169ターゲット(達成基準)の達成に向けて、世界でも、そして国内でもさまざまな取り組みが進められています。

SDGsの内容はどれも「人が生きること」と関連していて、その前文には「誰一人取り残さない」、「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、人権尊重の理念が基礎にあることを示しています。また、「2030アジェンダ」には世界人権宣言や人権の保護など人権への言及も多く含まれています。

世界を変えるための 17の目標

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		